

大阪大谷大学
令和6年度 入学試験問題（一般前期）

日 本 史

注意事項

1. 問題冊子は、全部で7ページです。解答用紙は1枚です。
2. 解答用紙の所定欄に受験番号・氏名を記入してください。
3. 解答はすべて解答用紙の所定欄に記入してください。
4. 問題冊子は持ち帰ってください。

【1】次の史料A～Cを読み、設問に答えよ。

A

(推古天皇十二年)夏四月丙寅の朔戊辰、皇太子、親ら肇めて [a]
を作りたまふ。

一に曰く、[b]を以て貴しと為し、忤ふること無きを宗と為よ。人
皆党有り、亦達れる者少し。是を以て或は君父に順はず、乍た隣里に違ふ。
然れども、上和らぎ下睦びて、事を論ふに諧ひぬるときには、則ち事理自
ら通ふ。何事か成らざらむ。

二に曰く、篤く①三宝を敬へ。三宝は、則ち四生の終の帰、万国の極宗な
り。何れの世、何れの人か、是の法を貴ばざる。人尤だ悪しきもの鮮し。
能く教ふれば従ふ。其れ三宝に帰りまつらずは、何を以てか枉れるを直さ
む。

B

池辺の大宮に天下治しめしし天皇大御身勞づき賜ひし時、歳は丙午に次る
年、大王天皇と太子とを召して誓願し賜ひ、「我が大御病大平ならむと欲
坐が故に、將に寺を造りて薬師の像を作り仕へ奉らむ」と詔したまふ。然
るに当時崩じ賜ひて造り堪へずありしかば、②小治田の大宮に天下治しめ
しし大王天皇及び東宮聖王、大命を受け賜はりて歳は丁卯に次れる年に仕
へ奉る。

<設問>

(1) 史料Aは、奈良時代に成立した史書からの抜粋である。その書名を記せ。

(2) 文中の空欄 [a] に適切な語句を記せ。

(3) 文中の空欄 [b] に適切な漢字一文字を記せ。

(4) 下線部①「三宝」とは何を指すか。

(5) 史料Aの前年十二月条に、政府の組織として、個人の才能や功績を重視する人材登用の制度が整えられたという記事がある。その制度は何と呼ばれるか。

(6) 史料Bは、ある仏像の光背に刻まれた銘文である。その仏像が安置された寺院の火災(1949年)がきっかけとなって、1950年には文化財保護法が制定された。その寺院の名を記せ。

(7) 下線部②「小治田の大宮に天下治しめしし大王天皇及び東宮聖王」は史料Aに登場する推古天皇と皇太子に該当するが、その頃の政府は、この二人と、もう一人、「大臣」という地位にあった人物との協力体制で運営されていた。その人物の名を記せ。

C

(承久三年五月) 十九日壬寅、……③二品、家人等を簾下に招き、秋田城介景盛を以て示し含めて曰く、皆心を一にして奉るべし。是れ最期の詞なり。④故右大將軍朝敵を征罰し、⑤関東を草創してより以降、官位と云ひ、俸禄と云ひ、其の恩既に山岳よりも高く、溟渤よりも深し。報謝の志浅からんや。而るに今逆臣の讒に依て、⑥非義の綸旨を下さる。名を惜しむの族は、早く秀康・胤義等を討ち取り、三代將軍の遺跡を全うすべし。但し院中に参ぜんと欲する者は、只今申し切るべし者、群参の士悉く命に応じ、且つは涙に溺みて返報を申すに委しからず、只命を軽んじて恩に酬いんことを思ふ。

<設問>

(8) 史料Cは、『吾妻鏡』からの抜粋である。下線部③「二品」とは北条政子のことで、この史料には、ある戦乱に際し、政子が幕府を代表して関東の武士たちに協力を呼びかけたことが伝えられている。その戦乱は何と呼ばれるか。

(9) 下線部④「故右大將軍」とは誰を指すか。

(10) 下線部⑤「関東を草創して」とは何のことを言っているのか。簡潔に記せ。

(11) 下線部⑥「非義の綸旨を下さる」とはどのような命令のことを言っているのか。簡潔に記せ。

【2】次の文章を読み、文中の空欄 [a] ～ [l] に適当な語句を記せ。

大坂の役が終わり、幕藩体制が整ってきた寛永期前後、比較的安定した状況下において新たな文化がみられるようになった。

建築では、桃山文化の豪華さを受け継ぎ、家康をまつる日光東照宮をはじめとする [a] 建築が流行し、[b] 造と呼ばれる寺社建築の様式が広く用いられた。

一方豪華さには欠けるが、室町から安土・桃山時代に大成した [c] 造に茶室を合わせた [d] 造も特徴的である。その代表的な建物として後陽成天皇の第八条宮智仁親王の別邸である [e] 離宮があげられる。

学問では、外国との貿易が徐々に制限されていく中で、中国の影響は依然として大きく、儒学はさかんであった。なかでも [f] 学は、君臣・父子の別や上下の秩序を重んじる学問で、為政者に重用された。その啓蒙につとめた京都相国寺の禅僧であった [g] は、家康に請われて進講したが、仕官することは辞退し、弟子の [h] を推薦した。

[h] は、家康・秀忠・家光・家綱と四代の侍講となり、その子孫は [i] と呼ばれて、代々儒者として幕府に仕え、学問と教育を担った。

陶芸では、文禄・[j] の役で諸大名が連れ帰った朝鮮人陶工によって技術が伝わり、九州地方では有田焼や唐津焼などが製造された。なかでも有田では磁器の生産が開始され、[k] は、釉をつけて焼いた上に色絵をつける上絵付の法を研究し、赤絵具を基調とする [l] という独特の技法を開発した。

【3】次の史料A・Bを読み、設問に答えよ。

A

第一章 天皇

- 第一条 大日本帝国ハ [a] ノ天皇之ヲ統治ス
- 第三条 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス
- 第四条 天皇ハ国ノ [b] ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ
- 第五条 天皇ハ帝国議會ノ協賛ヲ以テ立法権ヲ行フ
- 第八条 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル為緊急ノ必要ニ由リ帝国議會閉会ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ発ス ……
- 第十一条 天皇ハ陸海軍ヲ [c] ス
- 第十二条 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム
- 第十三条 天皇ハ戦ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ条約ヲ締結ス
- 第十四条 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス ……

第二章 臣民権利義務

- 第二十条 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ従ヒ [d] ノ義務ヲ有ス
- 第二十八条 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス
- 第二十九条 日本臣民ハ法律ノ範囲内ニ於テ言論著作印行集会及結社ノ自由ヲ有ス
- 第三十一条 本章ニ掲ケタル条規ハ戦時又ハ国家事変ノ場合ニ於テ天皇大権ノ施行ヲ妨クルコトナシ

第三章 帝国議會

- 第三十三条 帝国議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス
- 第三十四条 ①貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス
- 第三十五条 衆議院ハ選挙法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス
- 第三十七条 凡テ法律ハ帝国議會ノ協賛ヲ經ルヲ要ス

<設問>

(1) 史料Aは、大日本帝国憲法の条文の一部である。文中の空欄 [a] ~ [d] に適切な語句を記せ。

(2) 下の文は史料Aについて述べたものである。文中の空欄 [e] ~ [g] に適切な語句を、下の(あ)~(け)から選び、その記号を記せ。

大日本帝国憲法の草案作成作業は、1886年末頃から進められた。中心となったのは初代首相 [e] であり、ドイツ人顧問の [f] らの助言を得て、[g]・伊東巳代治・金子堅太郎らが起草に当たった。

- (あ) 伊藤博文 (い) 山県有朋 (う) 松方正義 (え) 井上馨
(お) 井上毅 (か) 板垣退助 (き) グナイスト (く) ロエスレル
(け) ボアソナード

(3) 大日本帝国憲法の公布と同時に、皇位継承、天皇の即位式、摂政の制などについて定めた法令が制定された。その法令の名称を記せ。

(4) 下の文は下線部①「貴族院」について述べたものである。文中の空欄 [h] ~ [j] に適切な語句を、下の(こ)~(そ)から選び、その記号を記せ。

貴族院は [h] と、世襲もしくは互選によって選出された [i] の議員と、[j] が任命する勅任議員からなり、勅任議員は勅選議員と各府県1人の多額納税者議員から構成された。

- (こ) 天皇 (さ) 皇族 (し) 元老 (す) 華族
(せ) 首相 (そ) 知事

B

二月九日（東京） 東京全市は、十一日の憲法発布をひかえてその準備のため、言語に絶した騒ぎを演じている。到るところ、奉祝門、照明、行列の計画。②だが、こっけいなことには、誰も憲法の内容をご存じないのだ。

二月十一日（東京） 本日憲法発布。天皇の前には、やや左方に向けて諸大臣、高官が整列し、そのうしろは貴族で、そのなかに、維新がなければ立場をかえて現在将軍であったはずの徳川亀之助氏や、ただ一人（洋服姿でいながら）なお正真正銘の古い日本のまげをつけているサツマの島津侯を認めた。珍妙な光景だ！……残念ながらこの祝日は、忌まわしい出来事で気分をそがれてしまった。—③森文相の暗殺である。

<設問>

（５）史料Bは、政府に招かれて活躍したドイツ人医師ベルツの日記の一部である。彼が、下線部②のような印象をもった背景には、新憲法の詳細な内容を国民に対して極秘にしたまま、憲法制定の手続きが進められたことがあった。明治政府がそのような手続きをとった理由として、どのようなことが考えられるか。簡潔に述べよ。

（６）下線部③「森文相」とは、第一次伊藤内閣の文相で、教育制度の制定に尽力した人物である。その姓名を記せ。